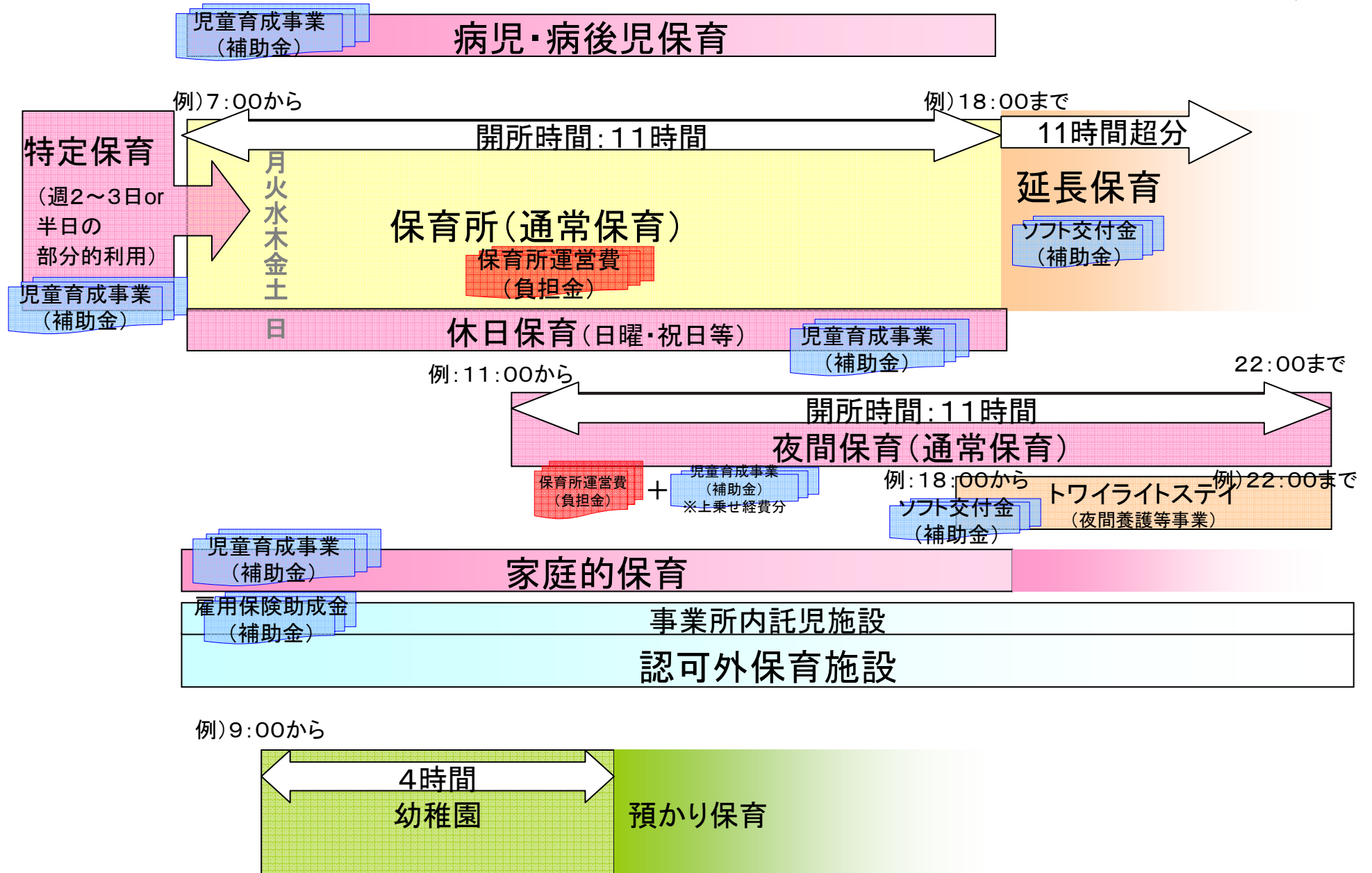


保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜) →



多様な保育の取組の現状

| 《事業名》 | 《事業内容》 | 《19年度実績》 | 《地域における箇所数》 |
|------------|---|---|---|
| 認可保育所 | 日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日) | 保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在) | ◆ 1小学校区当たり1.03か所 |
| 延長保育事業 | 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業 | 15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の65.8% |
| 休日保育事業 | 日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施) | 875箇所 (平成19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所 |
| 夜間保育事業 | 22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間) | 74か所 (平成20年3月31日現在) | ◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所 |
| 特定保育事業 | 週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業 | 927か所 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所 |
| 病児・病後児保育事業 | 《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業 | 745箇所 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所 |
| 家庭的保育事業 | 保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの | 家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人 |

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。